

(案)

県立病院等ばい煙量等測定業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、県立病院等ばい煙量等測定業務を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、契約書の条項に基づき、仕様書に従い、法令を順守し、県立病院等ばい煙量等測定業務（以下「委託業務」という。）を誠実に履行しなければならない。

(委託期間)

第2条 委託契約期間は、令和7年 月 日から令和8年3月13日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は、年額 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 甲は、前項の委託料を業務完了後に支払うものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、 円とする。ただし、乙が同項第1号又は第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(業務実施に関する指示)

第5条 甲は、委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

- 2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。
- 3 乙は、前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。

(業務責任者)

第6条 乙は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部を一括して、又はその主たる部分の履行を第三者に委託し、又は請け負わせはならない。

- 2 乙は主たる部分でない業務の一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、

あらかじめ書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（業務の内容の変更、中止等）

第 8 条 甲は、必要があると認めるときは、その内容を乙に書面により通知して、業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、業務委託料又は履行期間を変更するときは、甲と乙が協議して書面により定めるものとする。

（履行期間の延長）

第 9 条 乙は、その責めに帰することのできない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 甲は前項による請求があった場合においては、甲と乙が協議して書面により定めるものとする。

（損害賠償）

第 10 条 業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については甲が負担する。

（完了報告および検査）

第 11 条 乙は、委託業務が完了した場合は、速やかに業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告書を受領した場合は、当該報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときには、これに適合させる補正措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

3 乙は、補正措置を指示されたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 乙は、前項の規定による指示に従って措置をしたときは、その結果を甲に報告するものとする。

（業務委託料の請求および支払）

第 12 条 乙は、委託業務を完了した場合は、委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した場合は、当該請求書の内容を審査し、受領した日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする

（履行遅延）

第 13 条 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、履行期限までに委託業務を完了しなかった場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

（履行遅延の場合における違約金）

第 14 条 前条の規定において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は乙から違約金を徴収して、履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、業務委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき、年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。

（遅延利息）

第 15 条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

（履行の追完請求）

第 16 条 甲は、乙が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を

請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、業務委託料の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の催告による解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、または本契約書に定める甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結若しくは役務の実施において、乙に不正行為があったとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 第20条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除権の制限)

第19条 第17条、第18条に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第20条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により設計等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条の規定による役務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が役務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除権の制限）

第22条 第20条、第21条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第17条および第18条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第(2)号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（契約解除の場合における業務委託料の返還）

第24条 乙は、第17条、第18条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに業務委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、業務委託料を返還するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により業務委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約解除の場合における損害賠償金）

第25条 乙は、第17条、第18条の規定により契約を解除された場合は、第23条の違約金を超えた金額の損害が生じたときは、超えた金額を賠償しなければならない。

- 2 前項の賠償額は、甲と乙が協議して定める。

（不当介入に対する措置）

第26条 乙は、乙およびこの契約における再委託契約等の相手方が、暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、甲に報告し、警察に通報しなければならない。

（契約保証金の還付）

第27条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、乙がこの契約を履行したとき又は、第17条、第18条、第20条および第21条の規定によりこの契約を解除したときは、乙に還付するものとする。

（秘密の保持）

第28条 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（補則）

第29条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める

ものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇〇日

甲 岩 手 県
代表者 県立病院等事業管理者
医療局長 小原 重幸 ⑩

乙 〇〇県〇〇市〇〇字〇〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
上記代理人
〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇 〇〇営業所
営業所長 〇〇 〇〇 ⑩

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後 においても、同様とする。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第3 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、業務に従事する者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務に従事する者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(指示、報告等)

第5 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第6 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。